

## 審議会等の概要

審議会等の名称	古河市スポーツ推進審議会
設置の根拠法令	スポーツ基本法 古河市スポーツ推進審議会条例
設置年月日	平成17年9月12日
主な審議内容	<p>スポーツ基本法第31条及び第35条に規定するもののほか、教育委員会の諮問に応じて、スポーツの推進に関する次に掲げる事項について審議します。</p> <p>(1) スポーツの施設及び設備の整備に関すること。  (2) スポーツの指導者の養成及びその資質の向上に関すること。  (3) スポーツの事業の実施及び奨励に関すること。  (4) スポーツ関係団体の育成に関すること。  (5) スポーツの技術水準の向上に関すること。  (6) スポーツによる事故の防止に関すること。  (7) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。</p>
会議の開催予定	随時
委員の任期	令和9年9月30日まで（2年）
委員数（定数）	10人（30人以内）
委員の職及び氏名	<p>（委員長） 小川 久雄  （副委員長） 假屋 憲宏 前田 隆浩  （委員） 狩野 優美子 神田 典子  峰 淳一 枝 武則  高橋 佳緒里 菊池 隆史  杉山 康三</p>
問合せ先（事務局）	教育部 スポーツ振興課 TEL 0280-22-5111（内）2211
備考	